

明日香村
高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画
概要版
【令和6~8年度】



いつまでも自分らしく
活躍し暮らせるむら
明日香



【この計画について】

本計画は高齢者福祉計画と介護保険事業計画で構成しています。高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、村が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

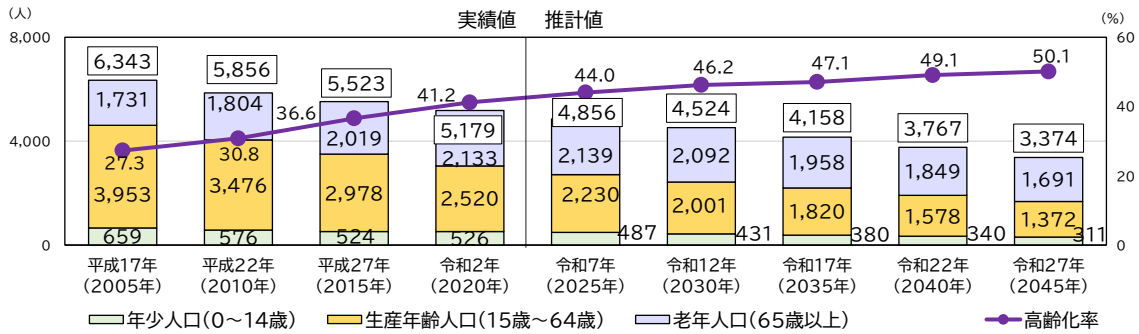
▶ 高齢者等を取り巻く現況と課題

総人口と高齢者人口の推移

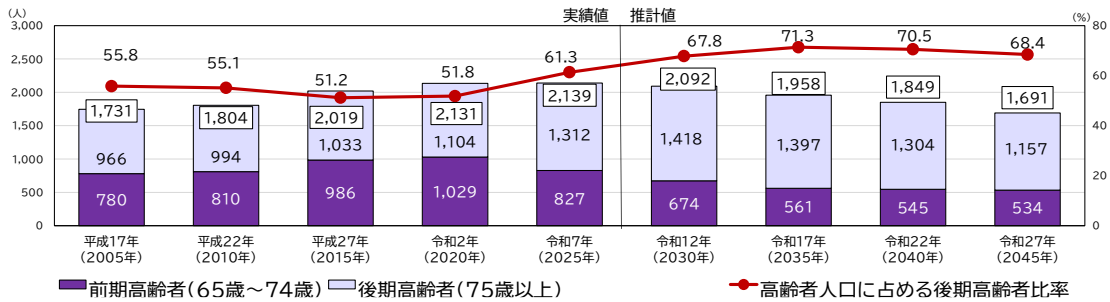
人口減少が継続し、令和12年には高齢者の3分の2が75歳以上となる見込み

国勢調査によると令和2年の総人口は5,179人、今後も人口減少が継続し、令和22年には4,000人を下回ります。高齢化率は令和2年が41.2%、令和27年には50%を超えます。75歳以上の後期高齢者人口は今後も増加し、令和12年が最も多く1,418人と推計されています。

【人口の推移】



【高齢者人口の推移】



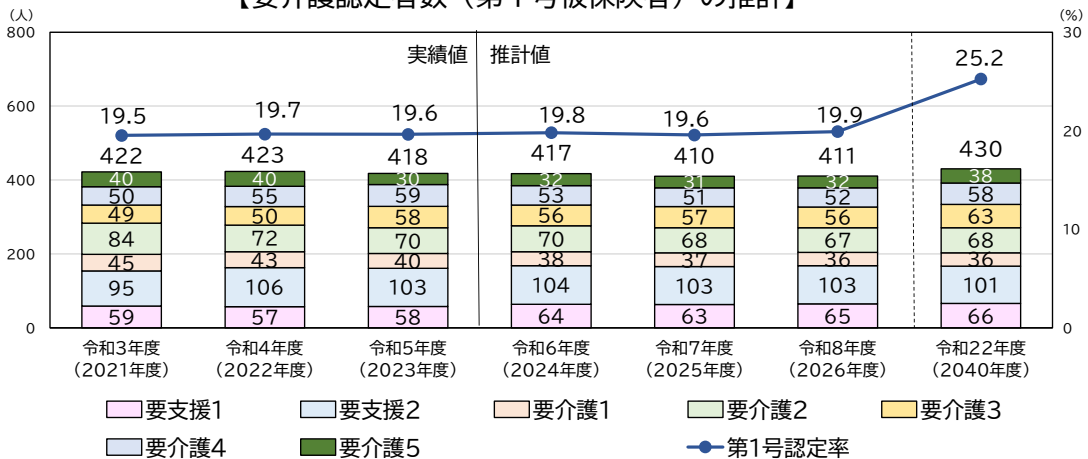
資料：実績値は「国勢調査」(各年) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023)年推計)」

要介護認定者数の推移

要介護認定者数は410人前後、認定率は20%程度で推移する見込み

要介護認定者数、認定率は横ばいで推移する見込みですが、後期高齢者の増加に伴って、令和22年度には認定率が25.2%に上昇するものと予測されています。

【要介護認定者数(第1号被保険者)の推計】

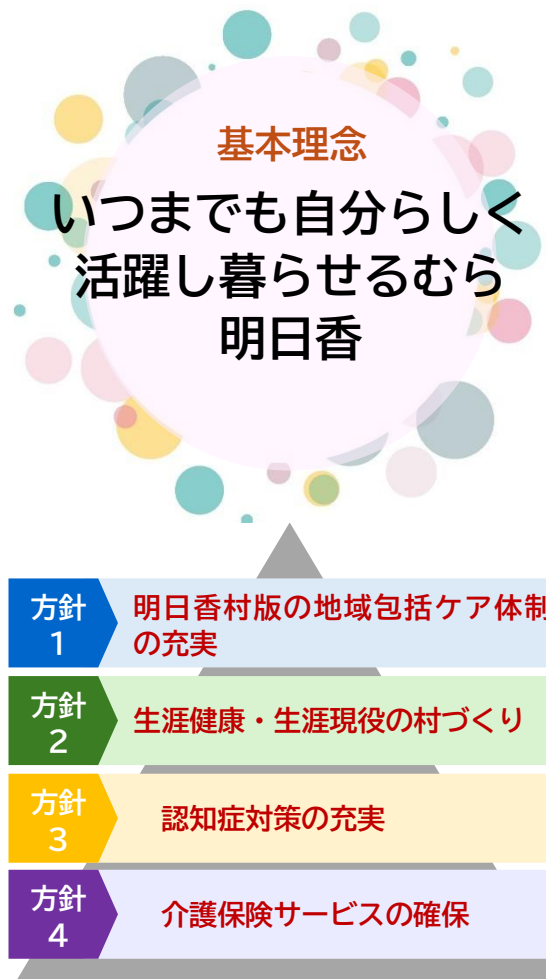


▶ 基本理念と基本方針

今後、さらに高齢化が加速していく中で、地域活動やボランティア活動などの社会福祉に参加するようなシニアの活躍に向けた取り組みや一人暮らし等になっても地域の中で孤立しないような施策がより一層重要になってきます。人生100年時代は本格化し、多様な生き方、暮らし方がこれまで以上に広がっていきます。

本計画の基本理念は「第5次明日香村総合計画」の分野別目標に「なるべくいつまでも社会的に活動できる」視点を加えています。

誰もがいくつになっても、また、誰かの手助けや介護が必要になっても、自分自身の選択のもとで日常生活を送るための高齢者福祉の基盤を堅持することに止まらず、在宅医療・介護の連携などを一層進めることで、人生の終焉に向かいながらも個人の尊厳と自分らしい生き方を実現しようとする志が保持され、社会活動に携わり続けられる村づくりを進めていきます。



本村の高齢者を取り巻く状況とこの間の取り組みの成果と課題を踏まえて、この基本理念に向かうための4つの方針を示します。

方針 1 明日香村版の地域包括ケア体制の充実

今後増加が見込まれるひとり暮らし高齢者や認知症の人、その家族・介護者を地域全体で見守り支えるための包括的な支援体制の充実を図ります。

また、生活困窮や虐待、8050問題など複合的な問題を抱えたり、介護と医療の両方のニーズを必要としたりする高齢者や要介護者が適切な支援やサービスに円滑につながるよう、多職種・多機関の連携を強化し包括的な支援体制を整備するとともに、高齢者の権利が守られ、尊厳をもって安心・安全に暮らせる地域づくりを推進します。

「人生100年時代」を迎えて、私たちの「健康観」も「病気がないこと」から「生活機能が高い水準にあること」へと重心を移しています。

健康寿命の延伸を図り、効果的に介護予防を進めるため、「フレイル」の状態にある高齢者等を早期に把握し、適切な介入により要介護状態になることを防ぐ介護予防活動を推進します。特に住民主体の「通いの場」については、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により低下した参加率の向上を図るとともに、専門職によるアプローチ（保健事業と介護予防の一体化）を通じ、元気なうちからフレイル予防に着目した取り組みを推進します。

なお、介護予防にあたっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけでなく、生活機能全体の向上、生活環境の調整および地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのバランスのとれたアプローチが重要です。そのために、リハビリテーション専門職等をはじめ医療介護専門職の関与を促進します。

また、本村の高齢者が地域社会の担い手として活躍できるよう社会参加を支援・促進し、積極的な社会参加や新たな社会的役割を持つことが、その人の生きがいにつながるような取り組みを通じることで、生涯現役の地域づくりを進めます。

令和元年(2019年)6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」、また、令和5(2023年)年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症の早期発見・早期対応のための住民の理解など、「認知症バリアフリー」に取り組み、認知症のある高齢者とその家族を地域全体で見守り、共生する地域づくりを推進します。

介護を社会全体で支える制度として定着している介護保険制度を今後も持続可能な制度としていくために、住民の理解と協力が得られるよう普及啓発・情報提供に取り組むとともに、低所得者に対する費用負担軽減の配慮に努めます。

また、安心して利用できるようサービスの量・質の確保に努めるとともに、これまで以上に、適正な要介護・要支援認定や介護給付適正化事業に取り組み、介護保険財政の一層の健全性の確保と制度の安定運用を図ります。

なお、介護保険サービスの提供にあたっては、介護分野で働く人材の確保が重要であることから、県や関係機関等と介護現場全体の人手不足対策を進めるとともに、人材のすそ野を広げていきます。

▶ 本村の高齢者福祉施策

理念と方針のもとで取り組む、本村の高齢者福祉施策の体系は、以下の通りです。



明日香村版の地域包括ケア体制の充実

施策1 地域包括支援センターの機能強化

- ・ 組織・運営体制の充実・強化
- ・ 地域ケア会議の機能強化
- ・ 重層的な支援体制づくり

施策3 在宅生活支援の充実

- ・ 高齢者の移動支援
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 日常生活の支援
- ・ 居住の確保への支援
- ・ 空き家等活用バンク



施策2 在宅医療・介護の連携強化

- ・ 入退院連携マニュアルの運用
- ・ 在宅医療・看護・介護・リハビリ体制の一体化の検討
- ・ ターミナルケア等に関する住民への啓発
- ・ 災害時要配慮者への支援体制の充実
- ・ 感染症対策の確保

施策4 安全で安心な生活環境の充実

- ・ 成年後見制度等の利用促進
- ・ 安心生活支援システム整備事業の推進
- ・ 寝具乾燥サービス事業の実施
- ・ 災害時要配慮者への支援体制の充実
- ・ 感染症対策の確保

生涯健康・生涯現役の村づくり

施策1 健康づくりの推進

- ・ 健康ステーションの運営
- ・ 特定健診・特定保健指導
- ・ がん検診の推進
- ・ 歯周疾患の早期発見・早期治療への対応
- ・ 健診未受診者への対応
- ・ 糖尿病対策の推進
- ・ 地域医療連携事業の推進

施策3 社会参加の支援・促進

- ・ 生涯学習の充実
- ・ 生涯スポーツの推進
- ・ 老人クラブ連合会への支援
- ・ ふれあいいきいきサロンの推進

施策2 介護予防の推進

- ・ 介護予防把握事業の実施
- ・ 地域介護予防活動支援事業の推進
- ・ 介護予防普及啓発事業の推進
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業
- ・ 高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施

- ・ あすか長生き体操（フレイル予防体操）の普及啓発
- ・ ボランティア活動の促進
- ・ 就労機会の確保



認知症対策の充実

施策1 認知症理解の促進

- ・ 認知症に関する正しい理解の普及・啓発の推進
- ・ 認知症予防の推進
- ・ 認知症ケアパスの普及・活用



施策2 認知症サポート体制の充実

- ・ 認知症の早期発見・早期対応
- ・ 認知症の人とその家族への支援の充実
- ・ 徘徊高齢者家族支援の実施（健康づくり課、総務財政課）
- ・ 認知症サポーターに対するフォローアップの取り組み

介護保険サービスの確保

施策1 介護保険サービスの提供体制の充実と質の向上

- ・ サービス事業者への指導・助言及び支援
- ・ 介護支援専門員への支援
- ・ 福祉人材の確保と養成
- ・ 介護に関する業務効率化に向けた情報提供等支援
- ・ 質の向上に向けた適正化事業の強化
- ・ 住民への情報提供の充実
- ・ 総合相談体制の充実
- ・ 相談窓口の充実

施策2 介護保険制度の適正運用

- ・ ケアプランの点検
- ・ 医療情報との突合・縦覧点検
- ・ 介護給付費の通知
- ・ 低所得者への配慮
- ・ 要支援・要介護認定の適正化



▶ 第9期計画期間（令和6～8年度）の介護保険料

第9期の保険料段階設定にあたっては、法令等の改正を踏まえ、被保険者の負担能力に応じて13段階の所得段階区分設定を行います。

段階	対象	乗率 (軽減後乗率)	保険料(円) (軽減後保険料)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額×0.455 (0.285)	19,800
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方 	基準額×0.685 (0.485)	33,700
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方 	基準額×0.69 (0.685)	47,600
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税非課税(世帯内に市町村民税課税者がいる場合)で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額×0.90	62,600
第5段階 (基準額年額)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税非課税(世帯内に市町村民税課税者がいる場合)で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方 	基準額×1.00	69,600
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満 	基準額×1.20	83,500
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満 	基準額×1.30	90,400
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満 	基準額×1.50	104,400
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額320万円以上420万円未満 	基準額×1.70	118,300
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額420万円以上520万円未満 	基準額×1.90	132,200
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額520万円以上620万円未満 	基準額×2.10	146,100
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額620万円以上720万円未満 	基準額×2.30	160,000
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額720万円以上 	基準額×2.40	167,000

※第1～第3段階の()内の負担割合及び保険料(年額)は、公費軽減後のものです。

高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画 概要版
令和6年3月

発行 明日香村 健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橋21番地 TEL：0744（54）5550 FAX：0744（54）5551